

農業体験学習にかかる宿泊費及び交通費支援手続きにかかる 「Q & A集」

**Q1 アグリパークでの体験を予定しており、バス代等の支援があると聞いた。
様式や手続き方法などを教えて欲しい。**

A1

別紙「農業体験学習支援制度概要」、及び「農業体験学習支援制度手続の流れ」を参考に「バス代等の借りにかかる見積書」をアグリパークへご提出ください(4/30締め切り)。

また、体験までにバス会社等からの「運送申込書/運送引受書・乗車券」(特記事項にアグリパークから請求額を一括支払いする旨を記載)をアグリパークに提出してください。

体験当日には、事前にアグリパークで打ち合わせした際にお渡しした、「実施計画書兼報告書」(別記様式第1号の1)に必要な事項を記入し提出してください。

**Q2 学校教育田、いくとぴあ、近隣農家へ移動する際の支援について、
何を提出したらよいか？**

A2

別紙「農業体験学習支援制度概要」、及び「農業体験学習支援制度手続の流れ」を参考に「バス代等の借りにかかる見積書」をアグリパークへご提出ください(4/30締め切り)。

また、体験前に「実施計画書」(別記様式第1号の2)、バス会社等からの「運送申込書/運送引受書・乗車券」(特記事項にアグリパークから請求額を一括支払いする旨を記載)をアグリパークに提出してください。

体験が終了したら、14日以内に「実施報告書」(別記様式第3号)と活動の様子がわかる写真をアグリパークへご提出ください。

※いくとぴあ食花・近隣農家・学校教育田の場合は計画書の様式がアグリパークと異なりますのでご注意ください。

Q3 当校の●年生は、2学級だが、バス代はいくらまで支援可能か？

A3

日帰りの場合、1クラスあたり30,000円が支援されますので、
上記(2クラス)の場合は、30,000円×2学級=60,000円が支援限度額です。
※60,000円を超えた分の差額は学校負担になります。

Q4 当校の3年生は、4年生と複式学級であるが、その場合の支援内容は？

A4

1学年あたりとしているので、3年生と4年生で2学年（学級）分の支援を受けることができます。

Q5 バスの手配は施設側でもらえるのか？

A5

発着場所、時間などの行程は学校側とバス会社で調整することが適しているため、学校側で手配してください。

Q6 当校の1～6年までの特別支援学級の児童がアグリパークを利用した場合の支援内容は？

A6

特別支援学級は、学級自体の人数が少ないので、複数学年の利用の場合でも1学級分の支援となります。

しかし、支援員を含めて32名以上になる場合、2学級分の支援を受けることができます。

Q7 当校の●年生が、いくとぴあ食花を利用させてもらった。同じ学年の子どもたちが今度アグリパークを利用するが、助成の対象になるか？

A7

支援の対象になります。日帰りの場合、アグリパーク、いくとぴあ食花、近隣農家の中で、1学年あたり年間3回まで支援を受けることができます。学校教育田の場合は、1学校あたり年間3回まで支援を受けることができます。

Q8 PTA行事でアグリパークに行く予定だが、支援してもらえるのか？

A8

学校の授業に位置づけられている場合を対象にしているため、PTA行事、自治会行事などは支援の対象外です。

Q9 子ども以外の引率も支援してもらえるのか？

A9

学校の授業に位置づけられている場合であれば、引率の学校の先生はもちろん、「アグリ・スタディ・プログラム支援関係者」（専門指導者，体験学習補助者，地域教育コーディネーター，学習支援ボランティアなど），保護者も支援の対象です。

Q10 移動の手段はバス以外でも支援の対象になるか？

A10

支援の対象はバスではありません。タクシー，ジャンボタクシーなど，各校・園の実態に応じて最適な手段を選択してください。ただし、電車や路線バスなど、直接運賃を支払うものは対象外です。

Q11 バスを手配したが、支援額を超えてしまう。

A11

支援額を超えた分の金額は学校側で負担していただきます。観光シーズンなど，時期によってベースとなる運賃の変動はありますが，できるだけ安く抑えるために，①早めの予約，②できるだけ複数社から見積りを取る，③学校から最寄りのバス会社（以下のとおり）の見積りを取ることをお勧めします。

参考：新潟県バス協会ホームページ「新潟県バス協会 会員名簿」

<http://niigatabus.com/about/members/>

Q12 各区教育支援センターのスクールバスを借った場合の提出書類について

A12

スクールバスの利用料金も交通費に含まれるので支援対象です。

4/30までに，バスの運転手にかかる見積書のほかにスクールバス申込書類の写しを提出してください。

Q13 【保育園・幼稚園】当園はバスを所有しているが、交通費の支援は可能か。

A13

お持ちのバスでお越しになれる場合は対象になりません。

Q14 「いくとぴあ食花団体体験プログラム」は支援の対象になるか。

A14

支援の対象になるのは、農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラムに掲載されたプログラム）を実施する場合のみですので、標記プログラムの場合は対象外になります。

※「いくとぴあ食花団体体験プログラム」のバス支援は、例年、前年度の1月頃に支援の申し込みを受け付けています。（窓口：いくとぴあこども創造センター）

Q15 キャンセル料が発生する場合はどうなるか。

A15

休校等のやむを得ない理由によりキャンセルした場合、交通費支援を申請済みであり、支援上限額の範囲内であっても、バス代等のキャンセル料についてはお支払いできません。

キャンセルや延期、日程や時間変更が生じるおそれがある場合には事前にバス会社へご相談いただき、キャンセル料がいつから発生するかなどご確認ください。